

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 本県における障がい者の現状

(1) 身体障がい者の現状

平成31年3月31日現在の身体障害者手帳所持者数は61,485人で、等級別にみると、1・2級の手帳を持っている方が33,453人、3～6級の手帳を持っている方が28,032人と、1・2級の重度障がいのある方が半数以上を占めています。

年齢区分別にみると、18歳未満が949人(1.5%)、18歳以上65歳未満が13,426人(21.8%)に対して、65歳以上の方が47,110人と全体の76.6%を占めています。平成31年4月1日現在の本県の総人口1,374,887人のうち65歳以上の人口は440,710人であり、高齢化率は32.05%(高齢者人口等統計表(令和元年度))であることから、身体障がい者においては、高齢者の占める割合は非常に高くなっています。

また、障がい区分別にみると、視覚障がいは5,183人、聴覚・平衡機能障害は5,140人、音声・言語・そしゃく機能障害は1,511人、肢体不自由は45,217人、内部障がいは21,340人となっています。(障がいが重複する場合がありますため、実所持者数とは一致しません。)

【身体障害者手帳実所持者数 等級別交付状況】

(各年度末現在、単位：人)

年度	26	27	28	29	30
1・2級	38,097	34,118	34,048	33,802	33,453
3～6級	31,401	28,443	28,107	28,077	28,032
計	69,498	62,561	62,155	61,879	61,485

【身体障害者手帳実所持者数 年齢別交付状況】

(平成31年3月31日現在)

年齢区分	人数	割合
0歳～17歳	949	1.5%
18歳～65歳	13,426	21.8%
65歳以上	47,110	76.6%
計	61,485	100%

【身体障害者手帳所持者数 障がい別交付状況】

(各年度末現在、単位：人)

区 分	年度	26	27	28	29	30
視 覚 障 が い	1・2 級	4,002	3,492	3,426	3,645	3,393
	3～6 級	2,175	1,848	1,788	1,444	1,790
	計	6,177	5,340	5,214	5,089	5,183
聴覚又は平衡 機能障害	1・2 級	1,888	1,682	1,656	1,782	1,587
	3～6 級	3,792	3,411	3,430	3,493	3,553
	計	5,680	5,093	5,086	5,275	5,140
音声機能、言語 機能又はそしゃく 機能障害	1・2 級	0	0	0	0	0
	3～6 級	1,780	1,560	1,467	1,443	1,511
	計	1,780	1,560	1,467	1,443	1,511
肢体不自由	1・2 級	17,855	15,421	15,129	16,085	14,724
	3～6 級	36,198	31,248	30,328	29,290	30,493
	計	54,053	46,669	45,457	45,375	45,217
内 部 障 が い	1・2 級	14,449	13,749	13,992	14,703	14,010
	3～6 級	7,822	6,995	6,894	6,860	7,330
	計	22,271	20,744	20,886	21,563	21,340
合 計	1・2 級	38,194	34,344	34,203	36,215	33,714
	3～6 級	51,767	45,062	43,907	42,530	44,677
	計	89,961	79,406	78,110	78,745	78,391

※障がい重複する場合がありますため、実所持者数とは一致しません。

(2) 知的障がい者の現状

平成 31 年 3 月 31 日現在、本県が知的障がいのある方に対して交付している療育手帳の所持者数は 14,389 人で、年齢区分別にみると、18 歳未満が 3,128 人（21.7%）、18 歳以上が 11,261 人（78.3%）と、身体障がい者と比べると 18 歳未満の割合が非常に高くなっています。

また、区分別にみると、重度（A）の方が 5,766 人（40.1%）、重度以外（B）の方が 8,623 人（59.9%）となっており、特に重度以外（B）の療育手帳を所持する方が増加傾向にあります。

【療育手帳所持者数】

（各年度末現在、単位：人）

	年度	26	27	28	29	30
18 歳 未満	重度（A）	912	919	916	890	882
	重度以外（B）	1,866	1,938	1,993	2,270	2,246
	計	2,778	2,857	2,909	3,160	3,128
18 歳 以上	重度（A）	4,645	4,703	4,781	4,814	4,884
	重度以外（B）	5,218	5,484	5,771	6,024	6,377
	計	9,863	10,187	10,552	10,838	11,261
合計	重度（A）	5,557	5,622	5,697	5,704	5,766
	重度以外（B）	7,084	7,422	7,764	8,294	8,623
	計	12,641	13,044	13,461	13,998	14,389

(3) 精神障がい者の現状

平成31年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は9,815人で、26年度比で1.3倍に増加しており、等級別にみると、1級が1,006人（10.3%）、2級が6,990人（71.2%）、3級が1,819人（18.5%）となっており、1級は横ばい、2級、3級は増加傾向にあります。

また、精神科医療機関の入院患者数は3,637人と減少していますが、通院患者数は23,775人（自立支援医療費（精神通院医療）受給者数のみ）と年々増加しています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数と入院患者数及び通院患者数】

（各年度末現在、単位：人）

	年度	26	27	28	29	30
手帳所持者	1級	968	941	978	1,010	1,006
	2級	5,453	5,716	6,093	6,526	6,990
	3級	1,042	1,227	1,459	1,580	1,819
	計	7,463	7,884	8,530	9,116	9,815
精神科医療機関 入院患者数		4,004	3,881	3,806	3,644	3,637
精神科医療機関 通院患者数※		19,498	20,528	21,473	22,717	23,775

※精神科医療機関 通院患者数：自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

(4) 発達障がい者（児）の現状

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」では、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障がいは、概念的に精神障がいに含まれるものとして「障害者自立支援法（現障害者総合支援法）」に基づく障害福祉サービス等の利用対象となっていました。平成22年12月の法改正により、発達障がい者（児）が同法及び「児童福祉法」における障がい者及び障がい児の範囲に含まれることが明確に規定されました。

また、発達障がい者（児）の人数は、複数の障がいを併せ持つことが多いことなどから把握することは困難ですが、平成24年12月に文部科学省が公表した調査結果によれば、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は6.5%と推定され、「発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合」とされています。

(5)重症心身障がい児（者）の現状

重症心身障がいとは、重度の知的障がいと重度の肢体不自由を併せ持つ状態をいい、移動や食事、排泄、入浴など、日常の様々な場面で介助者による支援が必要となります。（「児童福祉法」において、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を「重症心身障害児」と定義されています。）

本県における重症心身障がい児（者）の人数把握はしていませんが、平成28年度に愛媛県重症心身障害児（者）を守る会が発行した「今治福祉圏域における在宅重症心身障がい児（者）等実態調査モデル事業報告書」では、県内で403人と推計されています。

(6)医療的ケア児の現状

医療的ケア児とは、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のことをいいます。医療的ケア児の身体の状態は、歩行可能な状態から自らの意思で身体を動かすことが困難な状態と様々であり、重症心身障がい児も多くいるとされています。

本県における医療的ケア児の人数把握はしていませんが、平成30年厚生労働科学研究田村班報告※では、全国の医療的ケア児は約2.0万人と推計されています。また、平成29年同報告では、県内で193人と推計されています。

※平成30年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）報告」

(7)高次脳機能障がい者の現状

高次脳機能障害とは、病気や交通事故等により脳に損傷を受けたことが原因で、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障がいが生じ、日常生活や社会生活に支障が生じた状態をいいます。

この障がいの特徴として、身体的な後遺症がない場合、外見から障がいがわかりにくく、障がいの内容や程度が様々であることがあげられます。また、身体障がいや精神障がいに分かれて判定されることもあるため、その人数や状態などの実態把握が難しい状況です。

なお、本県における高次脳機能障害支援拠点病院への相談件数は、平成25年度は1,518件でしたが、平成30年度は5,232件と年々増加傾向にあります。

(8) 難病及び小児慢性特定疾病患者の現状

平成25年に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」において、難病及び小児慢性特定疾病にかかる医療費助成について、公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立するため、必要な措置を講ずることとされ、平成26年5月に「難病法」と「改正児童福祉法」が成立、平成27年1月に施行、医療費助成制度が法制化され、令和元年7月現在、医療費助成の対象疾病は、指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病が指定されています。なお、平成31年3月31日現在で、本県における特定医療費（指定難病）受給者証の交付者数は10,804人、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付者数は1,337人となっています。

また、平成24年6月に成立した「障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」において、平成25年4月から、障がい者及び障がい児の定義に難病患者等が追加され、障害福祉サービス等の利用が可能となりました。その後、サービスの対象となる疾病は拡大されており、令和元年7月現在では361疾病が対象となっています。

2 障がい者施策の動向

年月	事項及び主な内容
平成 23 年 6 月	「 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法） 」（平成 24 年 10 月施行） ・虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
平成 23 年 7 月	「 障害者基本法の一部を改正する法律 」（平成 23 年 8 月施行） ・目的に「共生社会の実現」を規定、障がい者の定義の見直し、障がい者差別の禁止を新たに規定など
平成 24 年 6 月	「 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 」（平成 25 年 4 月施行、一部平成 26 年 4 月施行） ・障害者自立支援法から改称、障がい者の範囲に難病等を加えるなど
平成 24 年 6 月	「 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法） 」（平成 25 年 4 月施行） ・障害者就労施設等からの優先的な調達の推進など
平成 25 年 6 月	「 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 」（平成 28 年 4 月施行） ・障がい者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など
平成 25 年 6 月	「 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の一部を改正する法律 」（平成 28 年 4 月施行、一部平成 30 年 4 月施行） ・雇用分野における障がい者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など
平成 25 年 6 月	「 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の一部を改正する法律 」（平成 26 年 4 月施行、一部平成 28 年 4 月施行） ・精神障がい者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しなど
平成 25 年 9 月	「 障害者基本計画（第 3 次） 」閣議決定 ・基本原則の見直し、計画期間を 5 年に見直し、成果目標の設定など
平成 26 年 1 月	「 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 」締結 ・障がい者の人権や基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重、障がい者の権利を実現するための措置など
平成 26 年 5 月	「 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法） 」（平成 27 年 1 月施行） ・基本方針の策定、公平・安定的な医療費助成制度の確立、調査研究の推進、療養生活環境整備事業の実施など
平成 27 年 3 月	第 4 次愛媛県障害者計画 策定
平成 28 年 3 月	「 愛媛県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（愛媛県障がい者差別解消条例） 」（平成 28 年 4 月施行）

年月	事項及び主な内容
平成 28 年 4 月	<p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年 5 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の策定、地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、利用に関する体制整備など
平成 28 年 5 月	<p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 30 年 4 月施行、一部公布日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活や就労定着を支援するサービスの新設、医療的ケア児など多様化する障がい児への支援の充実、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備など
平成 28 年 6 月	<p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成 28 年 8 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の新設、教育、就労、地域生活等の支援のための施策の強化、都道府県への発達障害者支援地域協議会の設置など
平成 29 年 2 月	<p>「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」 関係閣僚会議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、心のバリアフリーとユニバーサルデザインの街づくりの推進に向けた取り組みをまとめた行動計画
平成 29 年 4 月	<p>「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」（平成 29 年 10 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設、登録住宅の改修・入居への支援などの住宅セーフティネット機能の強化
平成 29 年 5 月	<p>「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 30 年 4 月施行、一部公布日施行等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者と障がい者（児）との共生型サービスの特例、地域共生社会の取り組みの推進など
平成 29 年 10 月	<p>第 17 回全国障害者スポーツ大会（愛顔^{えがお}つなぐえひめ大会）開催</p>
平成 30 年 3 月	<p>「障害者基本計画（第 4 次）」 閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念に社会参加と自己実現の支援を追加、社会的障壁の除去をより強力で推進など
平成 30 年 5 月	<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」（平成 30 年 11 月施行、一部平成 31 年 4 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした、公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取り組みの推進、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取り組み強化、更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実など
平成 30 年 5 月	<p>「著作権法の一部を改正する法律」（平成 31 年 1 月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マラケシュ条約批准に向けた、障がい者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備など

年月	事項及び主な内容
平成 30 年 6 月	<p>「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成 31 年 4 月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒支援のための「デジタル教科書」の使用など
平成 30 年 6 月	<p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術活動推進法)」(公布日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、権利保護の推進、相談体制の整備など
平成 30 年 10 月	<p>「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」締結(平成 31 年 1 月効力発生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字、音声読み上げ図書等の「利用しやすい様式の複製物」に関し、各国の国内法令において著作物の制限又は例外を規定するとともに、複製物を国境を越えて交換すること等を規定
平成 30 年 12 月	<p>「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(公布日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関する国等の責務の明確化、諸施策の実施状況の公表、諸施策の策定等に当たっての留意事項など
令和元年 6 月	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の一部を改正する法律」(令和 2 年 4 月施行、一部公布日施行等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の活躍の場の拡大に対する措置、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置など
令和元年 6 月	<p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」(公布日施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等、インターネットを利用したサービス提供体制の強化、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援など
令和元年 10・12 月	<p>第 1 回障がい者芸術文化祭開催</p>